

新年のご挨拶

理事長 和田 祐之

新年明けましておめでとうございます。

平成20年の新春を迎え、皆様のご健勝と、ご活躍、ご繁栄をお祈りいたします。

都市・市街地整備を取り巻く社会・経済の状況が激変し、国・地方を通じての行財政改革が進展し、特に公益法人に対する業務発注方式の変更が進むなど環境の厳しい中、昨年1年間、当機構の公益法人としての活動が円滑に運営できましたことは、皆様方のご支援によるものと厚く御礼申し上げます。

昭和から平成になって20年目の年を迎えることとなります。この間、経済のバブル化とその崩壊という激変もありましたが、都市計画・市街地整備にかかわる問題としては、人口がピークを過ぎて我が国としては史上初めての減少期に入り、その結果、市街地整備が多かれ少なかれ前提としていた人口増を背景とした市街地の拡大・高度利用ということが多くの都市で揺らいでしまっています。また最近では社会の多くの面での「格差の拡大」が問題視されるようになっていますが、都市についても全体としての人口減少の中で人口動態、財政力あるいはこれらの表象としての「街のにぎわい」などの格差が拡大し、市街地整備への取り組みにも濃淡の差が濃くなっているように思われます。

しかしながら多くの都市・市街地で「遣り残された」課題が多数ありますし、また新たな課題も生じています。これらの解決に土地区画整理、特に「換地」という類い稀な手法が機能する場も多いと思われ、有効に活用されて行くことが期待されます。また「まちづくり」ということから、基盤の整備だけでなく、総体としての「まち」の整備・管理に我々がどう関わることが出来るかも課題でしょう。

住民にとって、より快適な「まち」の整備に、ツールとしての区画整理がいつそう幅広く活用され、またそのために当機構の活用される場が広がることを念願して年頭のご挨拶と致します。

平成20年度土地区画整理事業関係予算概要

平成20年度土地区画整理事業関係の予算の概要について紹介いたします。

1. 基本方針

経済活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、地域の活性化を実現することが求められている。

このため、都市再生・地域再生に資する土地区画整理事業について、民間による事業展開等を図りつつ、集約型都市構造の実現に向けて、拠点市街地の形成、および既成市街地の再生に資する事業を推進する。

【既成市街地の再生】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して集約型の都市構造を実現することが必要となっている。

このため、土地区画整理事業の展開について、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、不足する都市基盤施設の整備だけでなく、細分化している敷地や街区の統合化、共同化等を推進して、良質な都市空間の形成を図る。特に、集約型都市構造の拠点となるべき駅周辺や中心市街地等の拠点市街地の形成を図る事業、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性の向上を図る事業を推進する。

これらを促進するため、都市再生区画整理事業について、重点地区の事業タイプの再編、補助限度額の積算対象の追加等の拡充を行う。

【民間による事業展開】

既成市街地内において土地区画整理事業を推進するためには、地方公共団体だけで取り組むのではなく、民間のノウハウや資力・信用等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要である。

このため、個人、組合、区画整理会社等の民間施行による事業を積極的に推進していく。

【停滞している組合事業の再生】

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難となっている組合も見られることから、経営実態を把握するとともに、総事業費の削減等の自助努力を含め事業の見直しを早期に行う必要がある。

このため、国として組合経営の健全化に向けた対応方策を技術的助言としてとりまとめ、地方公共団体に周知したところであり、組合の自助努力、無利子貸付金の活用等により、早期健全化を図る。

【良好な都市環境の形成】

歴史、文化、風土等の地域の個性を重視しながら美しい景観を形成することが求められており、景観法(平成16年6月公布)、電線類地中化に係る「無電柱化推進計画」(5ヶ年計画、平成16年4月策定)等を活用しつつ、**歴史的資産を活かした市街地整備を進め、土地区画整理事業において美しい景観の形成を推進する。**
 また、地球環境問題に対応して、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進する**先導的都市環境形成総合支援事業を創設するとともに、エコまちネットワーク整備事業において、地区要件の緩和、補助対象施設の追加を行う。**

【事業実施における留意点】

- 事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。
- ・事業効果の早期発現、民間投資の誘発を図るため、**時間管理概念の考え方を導入して、駅前広場やまちの中核となる施設の早期供用を図ること。**
- ・事業効果が広範に及ぶ事業、短期集中投資を要する事業、先導的役割を果たす事業等、**国庫補助の重点化・効率化を図るとともに、事業実施にあたっては適切に新規採択時評価、再評価を行うこと。**
- ・新規補助については、都市計画決定済み又は決定が確実であるものに限定すること。また、仮換地前の換地諸費については、原則として採択後5年間に限定し、早期の事業展開を図ること。
- ・長期未着手地区や事業停滞地区については、必要性・緊急性等の観点から再点検し、事業の取りやめや区域縮小を含め、必要に応じ適時適切に見直しを行うことが望ましい。

2. 土地区画整理事業関係予算総括表

区 分	20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(社会資本整備事業会計:道路整備勘定)						
土地区画整理事業	163,123	90,969	180,244	100,320	0.91	0.91
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理事業	8,111	3,631	8,291	3,691	0.98	0.98
エコまちネットワーク整備事業	1,093	300	510	170	2.14	1.76
都市開発事業調査	23	23	24	24	0.96	0.96
計	9,227	3,954	8,825	3,885	1.05	1.02
先導的都市環境形成促進事業費補助金(行政経費)	640	300	0	0	—	—
市街地再開発事業等						
市街地再開発事業等	36,119	12,087	40,387	13,504	0.89	0.90
まちづくり交付金	640,000	251,000	612,000	243,000	1.05	1.03
(社会資本整備事業会計:業務勘定)						
土地区画整理事業資金融資	9,566	0	10,682	0	0.90	—
(注)1. 土地区画整理事業の20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費242百万円、国費121百万円を含む。						
2. 先導的都市環境形成促進事業費補助金の20年度には、重点施策推進要望に係る施策であり、市街地整備課、街路課、公園緑地課共管である。						
3. まちづくり交付金の20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費25,000百万円、国費10,000百万円を含む。						
4. 土地区画整理事業には、地方道路整備臨時交付金(見込値)を含む。						
5. エコまちネットワーク整備事業は、街路課所管分を含む。						
6. 土地区画整理事業資金融通の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、国費は一般会計からの繰入額である。						
7. 本表のほかに、土地区画整理事業調査(街路交通調査(事業費2,498百万円(前年度2,546百万円)、国費1,136百万円(前年度1,140百万円)の内数がある。						
8. 市街地再開発事業には、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、都市再開発支援事業、地区再開発事業を含む。						

○土地区画整理補助事業実施予定箇所数(社会資本整備事業会計:道路整備勘定)

区 分	20年度		前 年 度
	新 規	継 続 計	
公共団体等	10	343	353
組 合 等	6	116	122
計	16	459	475

○国庫債務負担行為(社会資本整備事業会計:道路整備勘定)

区 分	20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
用地国債	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00

3. 新規施策等の概要

(1)集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進のための制度の拡充(都市再生区画整理事業)

人口減少・超高齢社会に対応するため、拡散型の都市構造からコンパクトな集約型の都市構造への転換が求められている。しかしながら、拠点としての役割が期待される駅周辺や中心市街地等では、基盤整備の不足や土地の細分化等により低密度な利用にとどまっている。

そこで、都市基盤整備施設の整備とあわせて街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、重点地区の対象に都市再生緊急整備地域や都市計画マスタープラン等において位置付けられた地域の拠点等を追加するとともに、既成市街地における事業への支援の重点化等を行う。

(2)歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進のための制度の拡充(都市再生区画整理事業)

歴史的な資産は、美しい日本の国土を形成する次世代に継承されるべき国民共有の資産であり、また、これらを含む歴史的環境の保全・整備によるまちづくりが求められている。

このため、土地区画整理事業において、市街地の整備とあわせて、伝統的建築物等の歴史的資産を活かしたまちなみ形成が推進されるよう、都市再生区画整理事業について以下の支援措置を講じる。

- ①「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく事業を重点地区に追加
- ②歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加

(3)地震に強い都市づくりの推進のための制度の拡充(都市再生区画整理事業)

平成19年に発生した、能登半島地震、新潟県中越沖地震の被害状況を鑑み、避難地、避難路の整備やライフラインの耐震化等、地震に強い都市の早期形成に向けた取組の推進の必要性が高まっている。については、地震対策の早期実施を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

都市再生区画整理事業については、「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた事業について、防災関連施設の整備費を補助対象とし、補助限度額に追加する。

(4)多様な主体による市街地整備事業の初動期活動の推進のための制度の拡充(都市再開発支援事業)

多様な主体の参画による土地区画整理事業や市街地再開発事業等の立ち上げや計画立案・調整等に対し支援することにより、市街地の再開発を促進し、また、連鎖的な事業展開を図るためのコーディネートを行い都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進することが、地域の活性化に有効である。

このため、都市再開発支援事業の事業主体に、土地区画整理事業等の関係主体を追加する。

(5)省CO₂型の都市構造の構築を実現する事業の創設(先導的都市環境形成総合支援事業)

我が国のCO₂総排出量のうち、約2分の1が主として都市活動に起因しており、このCO₂排出量は顕著に増大する一方で、吸収源となる都市部のみどりは減少している。このことから、今後は都市政策として環境対策に取り組むことが急務である。

このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、都市交通施策の推進に向けた支援制度の拡充を図るとともに、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する新たな支援措置を創設する。

○先導的都市環境形成促進事業の創設(行政経費)

公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する新たな支援措置を創設する。

○エネルギー面的利用に対する包括的支援のための制度の拡充(エコまちネットワーク整備事業)

都市のCO₂排出量の更なる削減のためには、エネルギーの面的利用の区域を積極的に広げる必要があることから、先導的都市環境形成計画に位置付けられた地区において、地区要件の緩和、補助対象施設の追加といった拡充を行う。

さらに詳しい内容は当機構のホームページ(お役立ち情報)に掲載しています。

URL:http://www.sokusin.or.jp/useful/u_index.html

「業務代行組合区画整理講習会～組合区画整理事業の実態と業務代行契約～」のご案内

(財)区画整理促進機構では、業務代行組合区画整理の理解と効果的な活用をして頂くため、その手法と事例紹介、及び今後の業務代行業業の方向について、解説を加えた内容による標記の講習会を開催いたします。業務代行業者の導入を検討されている組合及び事業を指導される市町村の担当職員の方に最適な講習と考えますので、ご参加されますよう、ご案内申し上げます。

○日 時:平成20年2月7日(木)13:00~17:00

○場 所:財団法人区画整理促進機構 会議室 ○申込期限:平成20年2月5日(火)

- 定員:約30名(定員に達し次第締め切りますのでお早めにお申込み下さい)
- テキスト:「組合区画整理事業の実態と業務代行契約」を当日配布いたします。
- 講習内容:テキスト内容の概説、事例紹介、実態調査報告
- 受講料:5,000円/名(税込・テキスト代含む)受講料については、当日受付時に申し受けます。
- 申込方法:講習会受講申込用紙(機構ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入の上、FAXでお申込下さい。 http://www.sokusin.or.jp/events/e_index.html
- 申込先:(財)区画整理促進機構 支援業務部 矢實・五林・藤田 FAX 03-3230-4514
- 問合せ先:同上 TEL 03-3230-4575

※当講習会は都市計画CPDプログラムの認定を受けました。
CPDカードをお持ちの方は、当日会場の受付にご提示ください。

「柔らかい区画整理講習会」のご案内

「柔らかい区画整理」について講習会を下記の通り開催いたします。既に全国で実施されている「柔らかい区画整理」の中で、代表的な事例を基に、その手法と運用についてわかりやすく紹介いたします。是非、皆様、お申し込みください。

- 共催:財団法人 区画整理促進機構
社団法人 街づくり区画整理協会
社団法人 全日本土地区画整理士会
- 日時:平成20年2月29日(金) 10:00~16:00(開場:9:30~)
- 場所:(財)弘済会館 会議室(東京都千代田区麹町5-1)
- 定員:約100名 ○申込期限:平成20年2月22日(金)
- 講習内容:基調講演、事例紹介(6地区)
- 受講料:12,000円/名(税込)受講料については、当日受付時に申し受けます。
- 申込方法:別紙講習会受講申込用紙(下記ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。 http://www.sokusin.or.jp/events/e_index.html
- 申込先:財団法人 区画整理促進機構 企画部 堀 FAX 03-3230-4514
- 問合せ先:同上 TEL 03-3230-4964

※当講習会は都市計画CPDプログラムの認定を受けました。
CPDカードをお持ちの方は、当日会場の受付にご提示ください。

人事異動

国土交通省 都市・地域整備局市街地整備課

新所属	氏名	旧所属
12月20日 大臣官房会計課付 (総務省行政評価局評価監視調査官)	山岸 一央	市街地整備課 市街地整備制度調整室訟務係長
1月1日 市街地整備課 市街地整備制度調整室訟務係長	牧野 健二	河川局水政課 水利調整室水利調整係長

問合せ先

(財)区画整理促進機構
TEL 03-3230-4513

[←戻る](#)